

海上自衛隊達第4号

海上自衛隊車両管理運用規則を次のように定める。

令和7年2月10日

海上幕僚長 海将 齋藤 聡

海上自衛隊車両管理運用規則

海上自衛隊車両管理運用規則（平成29年海上自衛隊達第23号）の一部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 車両の管理

第1節 保管場所の確保、駐車（第8条）

第2節 車両の整備（第9条）

第3節 自動車番号及び標識（第10条）

第4節 車体及び車体内の配管の塗装（第11条）

第5節 再資源化預託金等の預託（第12条）

第6節 車両の安全確保（第13条—第17条）

第3章 車両の運用

第1節 車両の使用（第18条—第20条）

第2節 運行（第21条—第26条）

第3節 緊急自動車（第27条・第28条）

第4節 車両事故の場合の措置（第29条）

第5節 車両事故の発生の報告（第30条）

第4章 雑則（第31条—第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊において使用する車両の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち、別表に掲げる自動車（同法第4条の規定による自動車登録ファイルに登録を受けた自動車、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号。以下この号、第9条、第10条及び第21条において「自動車訓令」という。）第3条及び第6条の規定により自動車番号及び標識を付した自動車及び自動車訓令第7条の標識を付した自動車に限る。）をいう。
- (2) 部隊等 車両を装備する海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。
- (3) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (4) 操縦 道路又は道路以外の場所において、車両をその本来の用い方に従って用いることをいう。
- (5) 運行 部隊等の任務を遂行するための手段として車両を使用し、かつ、その任務達成のため車両を操縦して人員若しくは貨物を輸送し、又は特定の作業に従事することをいう。
- (6) 安全運転管理者等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者をいう。
- (7) 車両責任者 部隊等において車両の管理、運用その他必要な事項を行う者をいう。

第3条 削除

(部隊等の長の責務)

第4条 部隊等の長は、当該部隊等の車両の装備状況に照らし、及び車両の利用目的等に応じて、適切に車種、型式等を選定し、積載効率又は作業効率の向上に努めなければならない。

2 部隊等の長は、安全運転管理者等及び車両責任者を指導監督し、安全運行の推進に必要な施策の実施に努めなければならない。

3 部隊等の長は、警察当局、地方公共団体、関係機関・団体等（以下この項において「警察当局等」という。）との緊密な連携及び協力に努め、交通安全対策に取り組むものとするとともに、警察当局等が主催する交通安全を目的とする行事及び運動には、当該部隊等の隊務に支障のない範囲で協力するものとする。

(車両責任者)

第5条 部隊等の長は、部下隊員のうちから車両責任者を指定するものとする。

(車両責任者の責務)

第6条 車両責任者は、部隊等における車両の管理及び運用に関する事項その他必要な施策の実施に努めなければならない。

2 車両責任者は、最新の道路交通法規に関する知識の習得に努めるとともに、車両事故（海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達（昭和43年海上自衛隊達第23号）第8条に規定する車両事故をいう。以下この条、第29条及び第30条において同じ。）の発生を未然に防止するため、車両事故に関する知識の普及及び車両事故防止に関する意識の啓発を図り、並びに車両事故があったときは、その原因を分析究明しその成果を車両事故防止に係る施策に反映しなければならない。

(操縦手)

第7条 車両は、道路交通法に規定する都道府県公安委員会の運転免許（仮運転免許を除く。次項及び第31条において「運転免許」という。）を受けた者でなけ

れば操縦してはならない。

- 2 部隊等の長は、前項の運転免許を受けている隊員のうちから操縦資格を有する者（車両の操縦に要する技量を有する者をいう。）を操縦手に指定するものとする。ただし、別表第2項の表に掲げる車両の操縦手に指定する場合にあっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する技能講習修了証若しくは免許の交付を受け、又は特別の教育を受講している者でなければ、当該車両の操縦手に指定してはならない。

第2章 車両の管理

第1節 保管場所の確保、駐車

（保管場所の確保、駐車）

第8条 部隊等の長は、当該部隊等が管理する場所に車両を駐車するための保管場所（以下この条において「保管場所」という。）を確保し、当該車両の保管場所の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。この場合において、複数の部隊等の車両を駐車するための保管場所（以下この条において「共用保管場所」という。）を設ける必要があるときは、関係する部隊等の長が協議の上、これらの車両の共用保管場所を設置することができる。

- 2 車両は、使用し、又は整備する場合を除き、保管場所又は共用保管場所に駐車しておくものとする。

第2節 車両の整備

（車両の整備）

第9条 道路運送車両法及び自動車訓令に定めるもののほか、車両の整備に関し必要な事項については、海上自衛隊補給本部長（以下「補給本部長」という。）があらかじめ海上幕僚長の承認を得て定める。

第3節 自動車番号及び標識

（自動車番号及び標識）

第10条 道路運送車両法及び自動車訓令に定めるもののほか、車両の自動車番号

及び標識に関し必要な事項については、補給本部長があらかじめ海上幕僚長の承認を得て定める。

第4節 車体及び車体内の配管の塗装

(車体及び車体内の配管の塗装)

第11条 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定めるもののほか、車両の車体及び車体内の配管の塗装に関し必要な事項については、補給本部長があらかじめ海上幕僚長の承認を得て定める。

第5節 再資源化預託金等の預託

(再資源化預託金等の預託)

第12条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に定める再資源化預託金等の預託については、補給本部長の定めるところによるものとする。

第6節 車両の安全確保

(自動車損害賠償責任保険契約の手続)

第13条 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に定める自動車損害賠償責任保険契約の手続については、補給本部長の定めるところによるものとする。

(安全運転管理者等)

第14条 安全運転管理者等の選任若しくは届出並びに講習受講については、部隊等の長が同法の定めるところにより実施しなければならない。

(安全運転管理者等の責務)

第15条 安全運転管理者等は、操縦手が長距離又は長期間の運行に従事する場合であって、疲労等により安全な操縦をすることができないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための操縦手を準備しなければならない。また、任務遂行上真にやむを得ない場合のほか、操縦手に2時間以上の連続操縦及び1日8時間以上の操縦をさせてはならない。

- 2 安全運転管理者等は、操縦手に対して、運行を含む業務を実施する日の出勤後から運行の開始前まで及び運行の終了後から退庁時までにおいて、目視等及びアルコール検知器による酒気帯びの有無の確認を行うものとし、異常を認めた場合は、直ちに部隊等の長に報告するものとする。
- 3 部隊等の長は、安全運転管理者等の業務を代行する者を指定し、前項の確認を行わせることができる。
- 4 第2項の酒気帯びの有無の確認結果は、別記様式第1による車両使用請求・運行指令書（以下「車両使用請求・運行指令書」という。）及び別記様式第2による車両運行指令書（以下「車両運行指令書」という。）に記録することを基準とする。ただし、これにより難しい場合は、部隊等の長が別に様式を定めることができる。
- 5 安全運転管理者等の選任を要しない部隊等においては、車両責任者が安全運転管理者等の業務を実施するものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定により車両責任者が安全運転管理者等の業務を実施する場合に準用する。この場合において、第1項から第3項までの規定中「安全運転管理者等」とあるのは、「車両責任者」と読み替えるものとする。

（車両用消火器）

第16条 車両には、補給本部長が定める車両用消火器の装備基準に従い車両用消火器を備え付けなければならない。

- 2 操縦手は、前項の規定により備え付けられた車両用消火器の耐圧性能、構造及び操作方法その他車両用消火器の能力についての知識及び技能の習得に努めなければならない。

（火薬類及び危険物の輸送及び取扱い）

第17条 操縦手は、消防法・銃砲刀剣類所持等取締法・火薬類取締法等関係法令を遵守し、火薬類及び危険物の輸送及び取扱い上の危害を防止するために必要な

措置を講じなければならない。

第3章 車両の運用

第1節 車両の使用

(使用許可権者)

第18条 車両の使用に係る権限を有する者（次項及び次条において「使用許可権者」という。）は、部隊等の長とする。

- 2 使用許可権者は、前項に規定する権限の一部を当該部隊等の車両の管理及び運用を所掌する部署の幹部自衛官その他これに相当する事務官等に委任することができる。

(使用手続)

第19条 車両を使用しようとする者は、当該車両の管理及び運用を所掌する部署と調整の上、車両使用請求・運行指令書に必要事項を記入し、当該車両使用請求・運行指令書を使用許可権者に提出するものとする。ただし、車両（走行器材類及び定期運行等に用いる車両に限る。）は、車両運行指令書を使用日ごとに作成の上、その都度、使用許可権者の許可を得て使用することができる。

- 2 使用許可権者は、前項の規定により提出された車両使用請求・運行指令書を審査し、当該車両使用請求・運行指令書に記載された車両の使用を適当と認めた場合、当該車両の使用を許可し、当該車両使用請求・運行指令書を第5条第1項の規定により指定した車両責任者に送付するものとする。

(特別の使用の場合の特例)

第20条 部隊等の長は、次の各号に掲げる輸送については、特別の必要があるとして車両の使用を許可することができる。この場合において、部隊等の長は、当該部隊等の車両の装備状況及び操縦手の指定状況その他の状況を勘案して車両の使用について判断しなければならない。

- (1) 部外行事への参加及び部内行事の実施のための部外の人員、器材等の輸送
- (2) 1等海佐以上の幹部自衛官（定員上1等海佐以上の職にある幹部自衛官を含む）

む。)及びこれに相当する事務官等の通勤のための輸送(同一方面から通勤する者が2人以上いる場合においては努めて乗り合わせを励行するものとし、当該部隊等から約15キロメートル以上の距離から通勤する場合等においては、途中の最寄りの公共交通機関発着所までの使用を例とする。)

- (3) 部隊等の付近の公共交通機関、道路、天候気象、居住地その他一切の事情を考慮して公共交通機関の利用が甚だしく不便と認める地区における居住地又は最寄りの公共交通機関発着所と所属部隊等との間の通勤のための輸送

第2節 運行

(保安基準)

第21条 車両は、道路運送車両法の適用を受ける車両にあつては同法に定める保安基準に、同法の規定が適用されない車両にあつては自動車訓令第10条の規定により防衛大臣が定める保安基準にそれぞれ適合するものでなければ、これを運行してはならない。

(操縦手及び整備担当部隊等の遵守事項)

第22条 操縦手は、命令及び道路交通法規を遵守して車両を運行しなければならない。

2 操縦手は、車両を運行するときは、運転免許証及び車両使用請求・運行指令書若しくは車両運行指令書を携行し、自動車検査証を当該車両に備え付けなければならない。また、必要と認める附属工具を当該車両に備え付けるものとする。

3 操縦手は、自己が操縦手として指定された車両に係る技術刊行物(取扱説明書を含む。)に基づき、当該車両の点検を行うものとする。

4 操縦しようとする操縦手は、睡眠不足、過労その他心身の異常等の理由により車両の操縦に不安を感じるときは、直ちにその旨を車両責任者又は乗務員(第24条第1項に規定する車長及び第25条第1項に規定する助手をいう。)に申し出なければならない。

5 操縦手及び整備担当部隊等(補給本部長が定める車両整備の任務を有する部隊

等をいう。)は、車両の状態に不具合を認めた場合には、そのまま運行し、若しくは運行させ、及び放置し、若しくは放置させることなくその不具合箇所の早期復旧に努めるとともに、必要に応じ関係者に報告し、相互に連絡協力するものとする。

(運行の終了後の点検)

第23条 車両責任者は、運行の終了後、車両使用請求・運行指令書又は車両運行指令書を運行を行った操縦手から受領し、異状の有無を点検しなければならない。

(車長)

第24条 車両に乗務し、経路の選定、速度の規制、休憩場所の選定、時間の配分、積荷の保全等運行の安全に責任を有する者を「車長」という。

2 操縦手及び次条第1項に規定する助手(以下この項において「助手」という。)をもって車両を運行する場合には、当該車両の乗務員(操縦手及び助手をいう。)のうち、前任の者が車長となるものとする。

(助手)

第25条 通常助手席に乗務し、次の事項を行って操縦手を補佐する者を「助手」という。

- (1) 車両の点検及び手入れの補助
- (2) 乗車人員及び積荷の点検、確認及び修正
- (3) 交通信号、側方及び後方の状況に対する助言(道路交通法規の遵守に関する事項を含む。)
- (4) 操縦手の居眠り運転防止の対策
- (5) 他の車両との連絡及び車両の誘導
- (6) 前各号に掲げるもののほか、操縦手に対する必要な援助

2 部隊等の長は、大型自動車(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する大型自動車をいう。)を当該部隊等が管理する場所以外において運行する場合には、必要に応じて助手を乗務させるものとする。

(同乗者)

第26条 乗務員（車長、操縦手及び助手をいう。次項において同じ。）と共に車両に同乗している者を「同乗者」という。

2 同乗者は、その輸送について乗務員の指示に従わなければならない。

第3節 緊急自動車

(申請手続)

第27条 自衛隊用自動車が緊急自動車の指定を受ける場合の手続等に関する訓令（昭和58年防衛庁訓令第25号。以下この条及び次条において「緊急自動車指定手続等訓令」という。）第2条第1項の表に掲げる海上自衛隊の用に供する自動車のうち、緊急自動車（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項に掲げる自動車をいう。）の指定を受けることができる自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

- (1) 消防車
- (2) 救急車
- (3) 警務隊の用に供する自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急自動車として指定を受ける必要のある自動車

2 緊急自動車指定手続等訓令第2条第1項に規定する緊急自動車の指定の申請を行う者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 地方総監
- (2) 地区総監
- (3) 海上自衛隊中央業務会計隊司令
- (4) 海上自衛隊第1術科学学校長
- (5) 海上自衛隊航空補給処長
- (6) 海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の長
- (7) 航空群司令

(8) 教育航空群司令

- 3 前項各号に掲げる者が緊急自動車指定手続等訓令第2条第2項の規定により緊急自動車の指定を受けようとするときは、あらかじめ別記様式第3による緊急自動車指定承認申請書（以下この項及び次項において「申請書」という。）を海上幕僚長に提出し、防衛大臣の承認を受けなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、補給本部長を経由して行うものとする。
- 4 海上幕僚長は、前項の規定により提出された申請書を取りまとめの上、防衛大臣の承認を受けるための申請手続を行うものとする。
- 5 前2項の規定による申請手続の結果、防衛大臣の承認を受けたときは、海上幕僚長は、その旨を第3項の規定により申請を行った者（次項及び第7項において「申請者」という。）に通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた申請者は、緊急自動車の指定を受けた自動車を使用する部隊等の長にその旨を通報するとともに、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会において所要の手続を実施するものとする。
- 7 申請者の分任物品管理官又は分任物品管理官たる申請者は、前項に規定する手続終了後に受け取った緊急自動車指定書の写しを補給本部長に送付するものとする。

（緊急自動車としての使用）

第28条 部隊等（緊急自動車を装備している部隊等に限る。）の長は、緊急自動車指定手続等訓令第3条第1号から第4号までに掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ防衛大臣の承認を受けた上で緊急自動車としての使用を命ずることができる。

- (1) 航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）に定める航空救難の実施に関し必要がある場合
- (2) 傷病者、血液又は献血者の緊急搬送（災害派遣の場合を除く。）に当たって必要がある場合

第4節 車両事故の場合の措置等

(車両事故の場合の措置等)

第29条 車両事故があったときは、当該車両事故に係る車両の操縦手その他の乗務員（同乗者を含む。次項において「操縦手等」という。）は、道路交通法第4章第2節に定めるところに従い必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定するもののほか、操縦手等は、部隊等の長に対しできる限り速やかに当該車両事故が発生したことを電話その他適当な方法によって速報するとともに、当該車両事故が自衛隊の基地内で発生したものである場合にあっては、最寄りの警務隊にも通報するものとする。

第5節 車両事故の発生の報告

(車両事故の発生の報告)

第30条 車両事故の発生を察知し、又は認めた部隊等の長は、海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達第3章に定めるところに従い必要な報告を行わなければならない。

2 前項に規定する報告のほか、車両責任者は、車両事故報告書（別記様式第4）に掲げる項目について記入し、当該車両事故報告書を2部作成して部隊等の長及び当該部隊等の分任物品管理官にそれぞれ提出するものとする。

第4章 雑則

(運転免許を受けていない者が操縦する場合の特例)

第31条 部隊等の長が定める教育訓練計画に基づいて操縦に関する技能の習得を命じられている隊員は、運転免許を受けていない場合であっても、当該操縦の教育訓練に従事する教官（第7条第2項に規定する操縦資格を有する者に限る。）の指導下において、操縦することができる。

(所在地を同じくする部隊等の車両の管理及び運用)

第32条 所在地を同じくする部隊等の長は、車両の能率的かつ経済的な運用を図るため、相互に調整・協力するものとする。この場合において、次の各号に掲げ

る部隊等については、当該各号に定める者が総合調整を行い、車両の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 東京都（小笠原村を除く。）に所在する部隊等 海上幕僚長
- (2) 地方総監部及び地区総監部の所在地と同一の部隊等及びこれと隣接して、又は近接してこれと一体的に車両を管理し、及び運用する必要がある部隊等（第23航空隊及び第25航空隊を含む。） 地方総監及び地区総監部
- (3) 航空基地に所在する部隊等（第23航空隊及び第25航空隊を除く。） 航空群司令又は教育航空群司令
- (4) 江田島地区に所在する部隊等 海上自衛隊第1術科学学校長
（東京地区部隊等の車両の管理及び運用）

第33条 東京地区部隊等（海上幕僚監部並びに東京都に所在する海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊及び機関をいう。）における車両の管理及び運用に関し必要な事項は別に定める。

（車両操縦手勤務記録表）

第34条 部隊等の長は、操縦手ごとに別記様式第5に掲げる項目について記入し、車両操縦手勤務記録表として作成・保管するものとする。

- 2 車両操縦手勤務記録表の様式は、別記様式第5のとおりとする。
- 3 車両操縦手勤務記録表は、当該操縦手の異動等の場合には、異動等先の部隊等（車両を装備していない部隊等を含む。）の長に移管するものとする。

（諸記録の保存期間）

第35条 次の各号に掲げる諸記録の保存期間は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 車両使用請求・運行指令書 年度ごとにまとめたものを当該年度の翌年度の4月1日から起算し1年
- (2) 車両運行指令書 年度ごとにまとめたものを当該年度の翌年度の4月1日から起算し1年

(3) 車両事故報告書 年度ごとにまとめたものを当該年度の翌年度の4月1日から起算し3年

(委任規定)

第36条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、部隊等の長が定めるものとする。

附 則〔抄〕

- 1 この達は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 海上自衛隊車両の塗装、自動車番号及び標識等に関する達（昭和41年海上自衛隊達第39号）は、廃止する。

附 則〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条、第7条関係）

1 車両

種 別	
乗用自動車 業務車 業務連絡車 人員輸送車	トラック 四輪車軽 消防車
給水車 救急車 燃料給油車 弾薬作業車	カーゴ・ローダー 除雪車 雪
上車 けん引車 けん引車草刈用	スノーパ カーゴリフタ トレーラ 水タ
ンク車 バキューム車 ダンプ 運搬車	（カーゴ・ローダー） （けん引車）
（けん引車草刈用）	（バキューム車）

備考 括弧内に記載する車両は、走行器材類である。

2 車両（前項の表に掲げる車両を除く。）

種 別	
クレーン車 ショベル 高所作業車	ロードローラ ブルドーザ グレーダ
トラクターショベル フォークリフト	ハイリフトローダー （ショベル）
（フォークリフト）	（ハイリフトローダー）

備考 括弧内に記載する車両は、走行器材類である。

別記様式第1（第15条、第19条、第22条、第23条、第35条関係）

車両使用請求・運行指令書

※ 請求
運行実施

年 月 日
年 月 日

(表)

部隊等名使用許可権者			印				指令 No.			
※請求及び使用計画	所 属		課 (科) 隊長		階 級		氏 名		印	
	使用者配置				階 級		氏 名		TEL	
	使 用		月 日 時		→		月 日 時		希望車種	
	目 的			業 務 別	業務連絡 補給輸送 部隊業務 通勤輸送				人員 名	
					送迎				貨物 Kg	
	出発地	→	経 由	→	行 先	→	経 由	→	到着地	
		→		→		→		→		
	時 分	→		→	時 分	→		→	時 分	
指示		→		→		→		→		
使用経過	時 分 発		→	時 分 発	→	時 時 分 分 着 発	→	時 分 発	→	時 分 着
	出発時メーター読み km		→	km	→	km	→	km	→	到着時メーター読み km
	運 行 車 種		車 両 番 号		操 縦 手 名		運 行 距 離		km	
	酒気帯びの有無の確認		確認者	確認時刻	アルコール検知器の使用	酒気帯び	備 考		運行時間	時間 分
		業務前			有・無	有・無				
業務後				有・無	有・無					

注1 ※印欄は、請求者が記入する。

2 酒気帯びの有無の確認において、次の各号に掲げる事項があれば、備考欄に記載するものとする。

(1) 確認方法が対面でない場合は、確認の具体的方法

(2) 指示事項

(3) その他必要な事項

運行終了後の検印

(裏)

D 整備点検記録表

番号	点検項目	点検箇所	点検内容	D 整備		番号	点検項目	点検箇所	点検内容	D 整備	
				前	後					前	後
1	操縦装置	ハンドル	遊び、がた、振れ、取られ、重さ	I	I	9	警音器、方向指示器及び窓ふき器	作用 ウインドウォッシャー液量		I	I
2	制動装置	ブレーキペダル ブレーキレバー ブレーキオイル	遊び、踏みしろ、レバーの引きしろ、きき具合、油量	I	I	10	後写鏡及び反射鏡	写影・汚れ		I	I
3	走行装置	タイヤ及びホイール	がた、空気圧、摩耗、損傷、取付状態	I	T	11	反射器、登録番号標及び標識	損傷・汚れ		I	I
4	緩衝装置	シャシ・スプリング及び取付部	緩み、き裂、スプリングの折損又はき裂	I	I	12	エア・タンク	凝水・圧力		I	I
5	原動機	本体及び電気、始動、充電、燃料、潤滑油、冷却装置を含む	燃料、オイル、水	I	SL	13	工具及び付属品	定数及び機能		I	I
			始動、排気の色、バッテリー	I	I	14	車台、車室、座席	損傷、腐食、積荷、けん引装置		I	I
			計器板上の諸装置の作用	I	I	15	その他全般の欠陥等	異常徴候、異常作動、その他全般の漏れ		I	I
6	動力伝達装置	クラッチ	遊び、きき具合	I	I	16	清掃	全般		C	C
7	作業装置 (荷役部・油圧部を含む)		作用、損傷	I	I	17	前日の運行で異常が認められた箇所	特に注意して点検する		I	I
8	灯火装置		点灯具合、損傷、汚れ	I	I	点 検 者 名					
備考											

記号：I 点検整備、S 手入、C 清掃、T 締付、L 給油、× 要交換、△ 要修理、A 要調整、レ 良好、○ 整備完了
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別記様式第2（第15条、第19条、第22条、第23条、第35条関係）

(表)

車両運行指令書

運行実施 年 月 日

部隊等名使用許可権者

印

車 種

車両番号

	使用時間	メーター読みkm (アワメータ)	業 務 別	輸 送 容	操縦手名	操縦手名	酒気帯びの有無の確認					特記事項
			行 先				業務 前後	確認者	確認 時刻	アルコール 検知器の使 用	酒気 帯び	
1	自			名			業務前			有・無	有・無	
	至			Kg			業務後			有・無	有・無	
2	自			名			業務前			有・無	有・無	
	至			Kg			業務後			有・無	有・無	
3	自			名			業務前			有・無	有・無	
	至			Kg			業務後			有・無	有・無	
4	自			名			業務前			有・無	有・無	
	至			Kg			業務後			有・無	有・無	
5	自			名			業務前			有・無	有・無	
	至			Kg			業務後			有・無	有・無	
6	自			名			業務前			有・無	有・無	
	至			Kg			業務後			有・無	有・無	
7	自			名			業務前			有・無	有・無	
	至			Kg			業務後			有・無	有・無	
8	自			名			業務前			有・無	有・無	
	至			Kg			業務後			有・無	有・無	
合計	時間 分	km (時間)	備 考			注 酒気帯びの有無の確認において、次の各号に掲げる事項があれば、特記事項欄に記載するものとする。 (1) 確認方法が対面でない場合は、確認の具体的方法 (2) 指示事項 (3) その他必要な事項						

運行終了後の検印

(裏)

D 整備点検記録表

番号	点 検 項 目	点 検 箇 所	点 検 内 容	D 整 備		番号	点 検 項 目	点 検 箇 所	点 検 内 容	D 整 備	
				前	後					前	後
1	操 縦 装 置	ハンドル	遊び、がた、振れ、取られ、重さ	I	I	9	警音器、方向指示器及び窓ふき器	作 用 ウインドウォッシャー液量	I	I	
2	制 動 装 置	ブレーキペダル ブレーキレバー ブレーキオイル	遊び、踏みしろ、レバーの引きしろ、きき具合、油量	I	I	10	後写鏡及び反射鏡	写影・汚れ	I	I	
3	走 行 装 置	タイヤ及びホイール	がた、空気圧、摩耗、損傷、取付状態	I	T	11	反射器、登録番号標及び標識	損傷・汚れ	I	I	
4	緩 衝 装 置	シャシ・スプリング及び取付部	緩み、き裂、スプリングの折損又はき裂	I	I	12	エア・タンク	凝水・圧力	I	I	
5	原動機	本体及び電気、始動、充電、燃料、潤滑油、冷却装置を含む	燃料、オイル、水	I	SL	13	工具及び付属品	定数及び機能	I	I	
			始動、排気の色、バッテリー	I	I	14	車台、車室、座席	損傷、腐食、積荷、けん引装置	I	I	
			計器板上の諸装置の作用	I	I	15	その他全般の欠陥等	異常徴候、異常作動、その他全般の漏れ	I	I	
6	動力伝達装置	クラッチ	遊び、きき具合	I	I	16	清 掃	全 般	C	C	
7	作 業 装 置 (荷役部・油圧部を含む)		作用、損傷	I	I	17	前日の運行で異常が認められた箇所	特に注意して点検する	I	I	
8	灯 火 装 置		点灯具合、損傷、汚れ	I	I	点 検 者 名					
備考											

記号：I 点検整備、S 手入、C 清掃、T 締付、L 給油、× 要交換、△ 要修理、A 要調整、レ 良好、○ 整備完了
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別記様式第3（第27条関係）

発簡番号
年 月 日

海 上 幕 僚 長 殿
（補給本部長経由）

部隊等の長 印

緊急自動車指定承認申請書

標記について、下記のとおり申請する。

記

1 緊急自動車を装備する部隊等名

2 緊急自動車を必要とする理由

3 申請の車種等

- (1) 種 類
- (2) 車 名
- (3) 型 式
- (4) 登録番号

4 その他必要な事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4（第30条関係）

車 両 事 故 報 告 書

報告部隊等

- 1 事故の当事者 所属・配置 年度別一連番号 年 月 日 階級 氏名（年齢） km
- 2 事故発生日時、天候 経験年月数 年 月 走行実績 時間 年 月 日（曜日） 時 分 天候
- 3 事故発生場所（番地・道路名）
- 4 事故発生日の人員及び車両の状態

		自衛隊側	相手側①	相手側②
車 両	品名・年式			
	登録番号			
	整備の欠陥等			
相手が車両以外の場合 （徒歩、荷車、自転車等の別）				
人 員	都道府県公安委員会の運転免許 （種類）	有 無 （いずれかを○で囲む。） （ ）	有 無 （いずれかを○で囲む。） （ ）	有 無 （いずれかを○で囲む。） （ ）
	助手	有 無 （いずれかを○で囲む。）	有 無 （いずれかを○で囲む。）	有 無 （いずれかを○で囲む。）
	乗務員及び同乗者	人	人	人
積 載 物 件	品名			
	数量（kg）			
車両使用請求・運行指令書又は 車両運行指令書及び業務別		有 無 業務 （いずれかを○で囲む。） □業務連絡 □補給輸送 □部隊業務 □通勤輸送 □送迎 （該当する□にレ印を付する。）		

5 損害の状況

		自衛隊側	相手側①	相手側②
人 員	死亡又は負傷の程度（重傷、軽傷）並びに所属又は住所、氏名、年齢、性別等			
車 両	主要部位の損傷の程度及び修理見積額	円	円	円
	修理の実施	自隊 整備担当部隊 外注		
物 件	種類並びに損傷の程度及び被害見積額	円	円	円

6 事故発生状況説明図

別添のとおり

(作成要領)

② 事故発生場所及び当該場所の著名な地物及び関係距離を記入する。

② 路面の状況、道路幅、危険を感じた位置、進行・停止位置等の状況を記入する。

③ 事故発生場所、該当車両、物件等の被害（損害）の参考となる写真を適宜加える。

7 事故の種類、原因及び責任

事故の種類		
事故の原因 (自衛隊側)	道路交通法規 違反	
	故意・過失	
	生理的・心理 的要因	
	技量未熟	
	車両の欠陥 その他	
事故の責任		

8 事故調査担当官及び証人の所見等

官職	氏名	印

9 課（科）隊長の所見

官職	氏名	印

備考

1 年齢は、事故が発生した日の属する月の末日における満年齢を記載する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第5（第34条関係）

車 両 操 縦 手 勤 務 記 録 表				
ふりがな		階 級	勤務期間	所属部隊名
氏 名			～	
			～	
生年月日			～	
認識番号			～	
入隊年月日			～	
期 別			～	
現階級	特 技		～	
			～	
			～	

(表面)

1 入隊前の車両に関する経歴			
自年月日～至年月日	勤務所名称	職 業	記 事

(1)

2 車両に関する賞罰			
表彰年月日	表彰官職氏名	表彰の区分	表彰の内容

頁

事故発生 年 月 日	車 両	車 番	事故原因	事故内容	損害(賠償)等	処 罰	所 属

(2～3) 頁

3 免許証等

(1) 免許証

種 類	取得(再)発行年月日	免許証番号	発行官庁名	更新年月日	種 類	取得(再)発行年月日	免許証番号	発行官庁名	更新年月日

(4) 頁

(2) 車両に関係ある資格

種 類	取得(再)発行年月日	番 号	発行官庁名	備 考	種 類	取得(再)発行年月日	番 号	発行官庁名	備 考

4 車両に関係ある勤務記録

自年月日～至年月日	部(科)隊名	職 務	記 事	押印

(5) 8 頁

5 無事故走行（時間）記録

年	車両	内 訳	前年末までの累計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間合計	総累計	備考
		月間走行km																
		連続無事故走行累計																
		月間走行km																
		連続無事故走行累計																

(9) 24 頁

6 操縦記録検印

年	月 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備 考

(25) 26 頁